

さいたま市水道局告示第 8 3 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 7 の規定により、次の指定給水装置工事事業者から、給水装置工事の事業の休止について届出があったので、さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成 1 3 年さいたま市水道部企業管理規程第 4 0 号)第 1 1 条第 3 号の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 5 日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

- 1 休止年月日
令和 7 年 5 月 1 日
- 2 休止する事業者

・ 次の表のとおり

指 定 番 号	名 称	住 所	代表者氏名
第 1227 号	ワインドアップ株式会社	埼玉県さいたま市西区大字土屋 1 7 9 5 番地 5 （ 1 0 3 ）	関口 三智雄

- 3 休止の理由
主任技術者が不在となったため（入院のため）